地域塾事業費補助金交付要綱　運営基準

1　学習支援について

「学習支援」とは、小中学校における学校生活の中で行っている学習内容（屋内活動）を補うことを目的とする。

【対象事例】

（１）日常の宿題の支援

（２）夏休みや冬休みの宿題の支援

（３）学校の授業で分からなかった内容の復習

（４）学習内容の深まりを求める児童生徒に対する支援

【対象外事例】

（１）体験活動（遠足、社会見学等）

（２）特定の種目に限定したスポーツ競技・文化活動

（３）趣味・レジャーに該当するもの

2　申請者の単位

１つの区、町内会あたり１事業で申請するものとする。

3　事業を計画するための注意事項

（１）地域の児童生徒の誰もが参加できる内容とし、特定の児童生徒だけを対象とした内容としないこと。

（２）営利を目的とした事業でないこと。

（３）指導者の確保は区や町内会で行うこと。

（４）あらかじめ市役所学校教育課に相談すること。

居場所づくり事業費補助金交付要綱　運営基準

１　居場所づくりについて

「居場所づくり」とは、児童生徒が自主学習や、読書、遊びなど、児童生徒が地域の施設で過ごす場所ができるよう、施設を提供することを目的とする。

２　運営方法

（１）管理人の設置は義務ではないが、メリット、デメリットを実施主体である区等で判断して実施すること。

（２）学校の長期休業期間や土日祝日に、１日３時間以上実施すること。

（３）飲食の可否等、細かなルールについても、区等の判断による。

（４）会議室の使用料やエアコン代は、施設の負担とする。

２　申請者の単位

１つの施設あたり１事業で申請するものとする。ただし、複数の施設での実施を検討する場合は、その必要性や効果をしっかり検討すること。

３　事業を計画するための注意事項

（１）地域の児童生徒の誰もが参加できる内容とし、特定の児童生徒だけを対象とした内容としないこと。

（２）営利を目的とした事業でないこと。

（３）あらかじめ市役所学校教育課に相談すること。